



予防業務優良事例表彰の事例募集

予防課

1 予防業務優良事例表彰の目的

消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。以下同じ。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものを予防業務優良事例として表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、平成28年度に制度を創設し、今年度も引き続き、各消防本部の優れた取組事例を募集しています。

2 募集の対象等

平成30年1月1日（月）から12月31日（月）までの間に各消防本部で力を入れた予防業務の取組を中心に、他団体の模範となる優れた事例を幅広く募集します。

また、応募の際の参考のために、募集対象となる事例について、下記の区分を設けていますが、予防業務に関連する内容であれば広く募集の対象となります。

- I 予防業務の実効性向上に関する取組
- II 予防業務の高度化・専門化に関する取組
- III 予防業務の効率化に資する取組
- IV 予防業務に係る他団体との連携に関する取組
- V 予防業務に係る人材育成に資する取組
- VI 予防業務に係る広報活動に関する取組
- VII その他予防業務の改善に資する取組

なお、募集の詳細につきましては、実施要綱及び募集要項をご参照ください。

<URL>http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/11/301119_houdou_1.pdf

3 事例募集期間

平成30年11月19日（月）から平成31年1月18日（金）まで

4 表彰の概要等

- (1) 表彰の対象者は、予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを行っている消防本部とします。
- (2) 表彰の種類については、「消防庁長官賞」及び「入賞」とし、応募事例の中から、有識者等による選考等を経て、表彰事例を決定します。
- (3) 表彰団体には、平成31年5月29日（水）に行われる予定の表彰式において、消防庁長官より、表彰状及び記念品を授与します。
- (4) 優良事例については、表彰の趣旨に鑑み、表彰式の間やホームページへの掲載等を通じて広く全国へ紹介します。

5 第2回予防業務優良事例表彰【参考】



表彰式の様子



事例紹介の様子

昨年度に実施した、第2回予防業務優良事例表彰の受賞団体の取組は、事例集として、消防庁ホームページにおいて公表しています。

<URL>http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html

たくさんの応募を
お待ちしております！



問い合わせ先

消防庁予防課行政係 松葉、戸島
TEL: 03-5253-7523